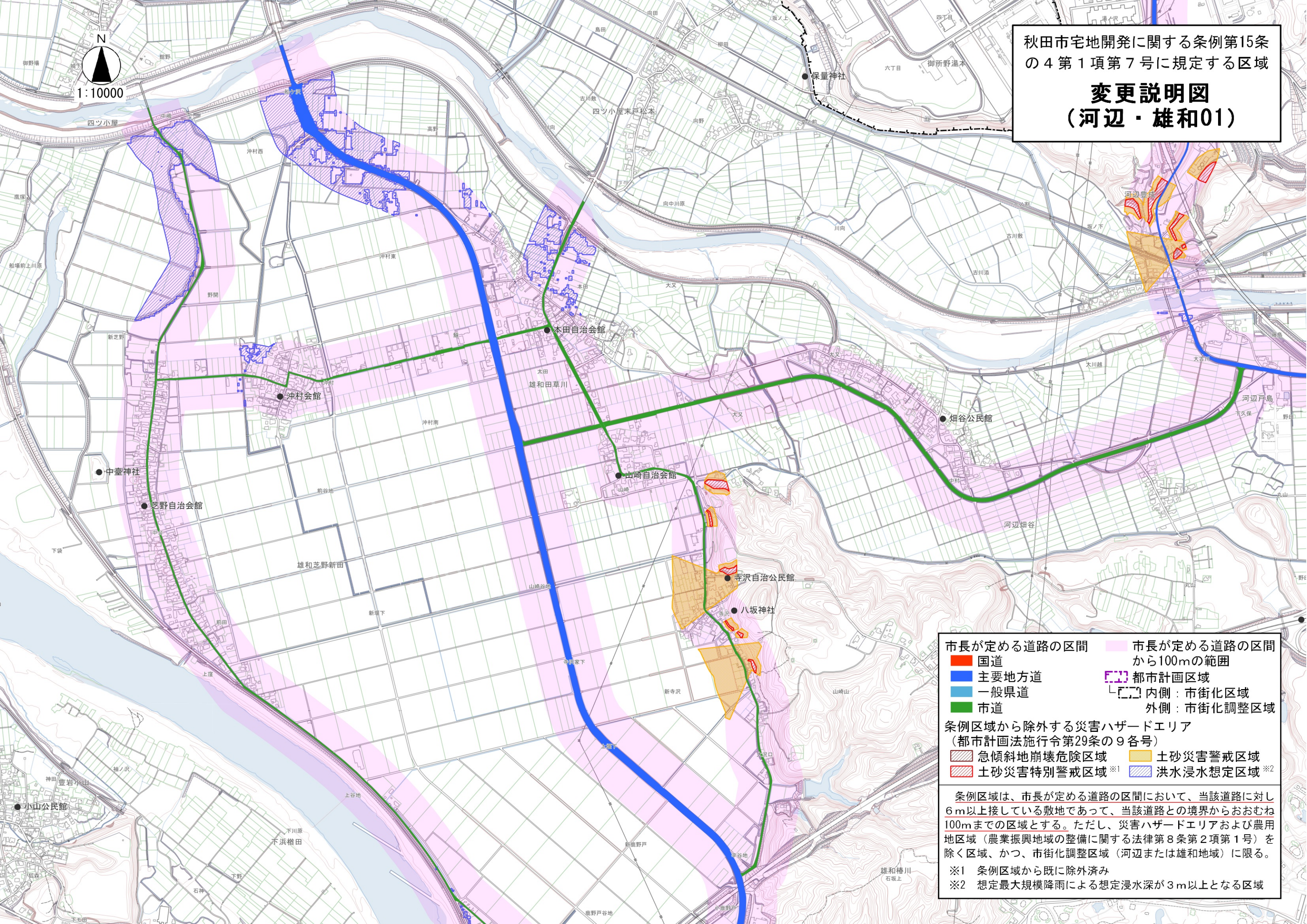


秋田市宅地開発に関する条例第15条
 の4第1項第7号に規定する区域
変更説明図
(河辺・雄和01)



N
 1:10000

市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
■ 主要地方道	□ 内側：市街化区域
■ 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
■ 市道	

条例区域から除外する災害ハザードエリア
 (都市計画法施行令第29条の9各号)

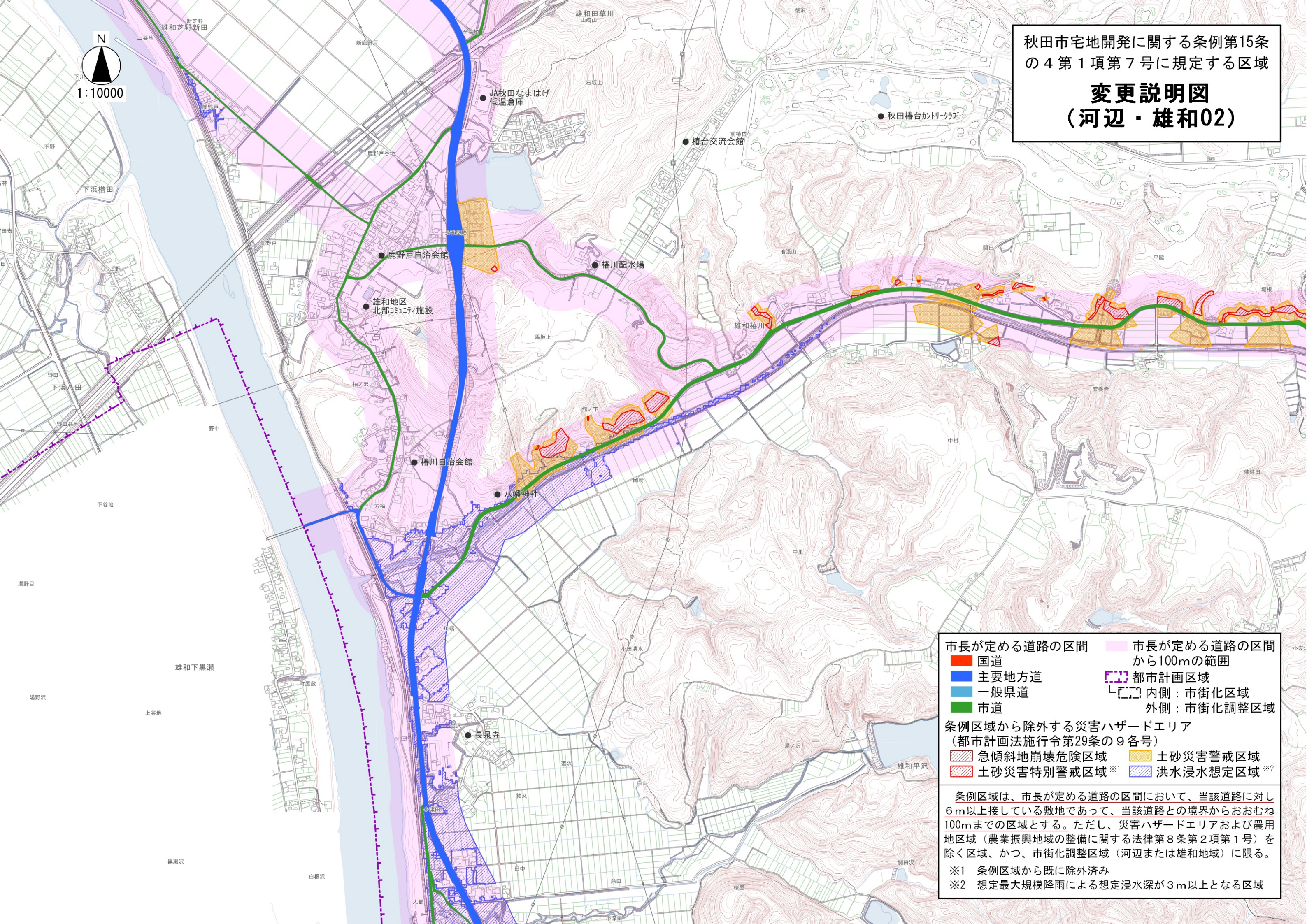
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 土砂災害特別警戒区域※1	■ 洪水浸水想定区域※2

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 条例区域から既に除外済み
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域
変更説明図
(河辺・雄和02)

N
1:10000



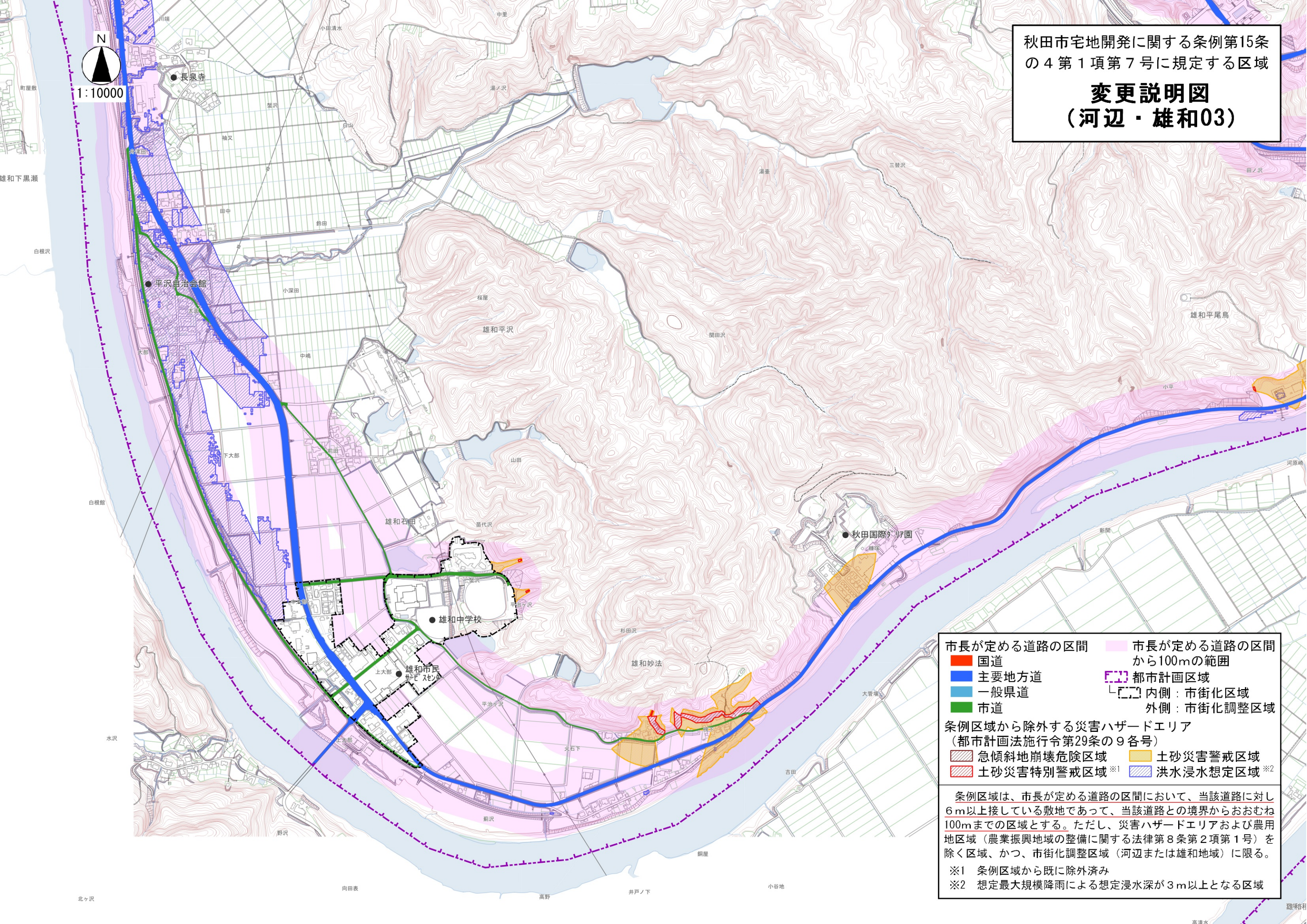
市長が定める道路の区間 ● 国道 ● 主要地方道 ● 一般県道 ● 市道	市長が定める道路の区間 から100mの範囲 都市計画区域 ┌──┐ 内側：市街化区域 └──┘ 外側：市街化調整区域
条例区域から除外する災害ハザードエリア (都市計画法施行令第29条の9各号)	
急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害特別警戒区域※1	土砂災害警戒区域 洪水浸水想定区域※2

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 条例区域から既に除外済み
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域
変更説明図
(河辺・雄和03)

N
1:10000



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
■ 主要地方道	┌ 内側：市街化区域
■ 一般県道	└ 外側：市街化調整区域
■ 市道	

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

▨ 急傾斜地崩壊危険区域	▨ 土砂災害警戒区域
▨ 土砂災害特別警戒区域※1	▨ 洪水浸水想定区域※2

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 条例区域から既に除外済み
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

北ヶ沢

向田表

高野

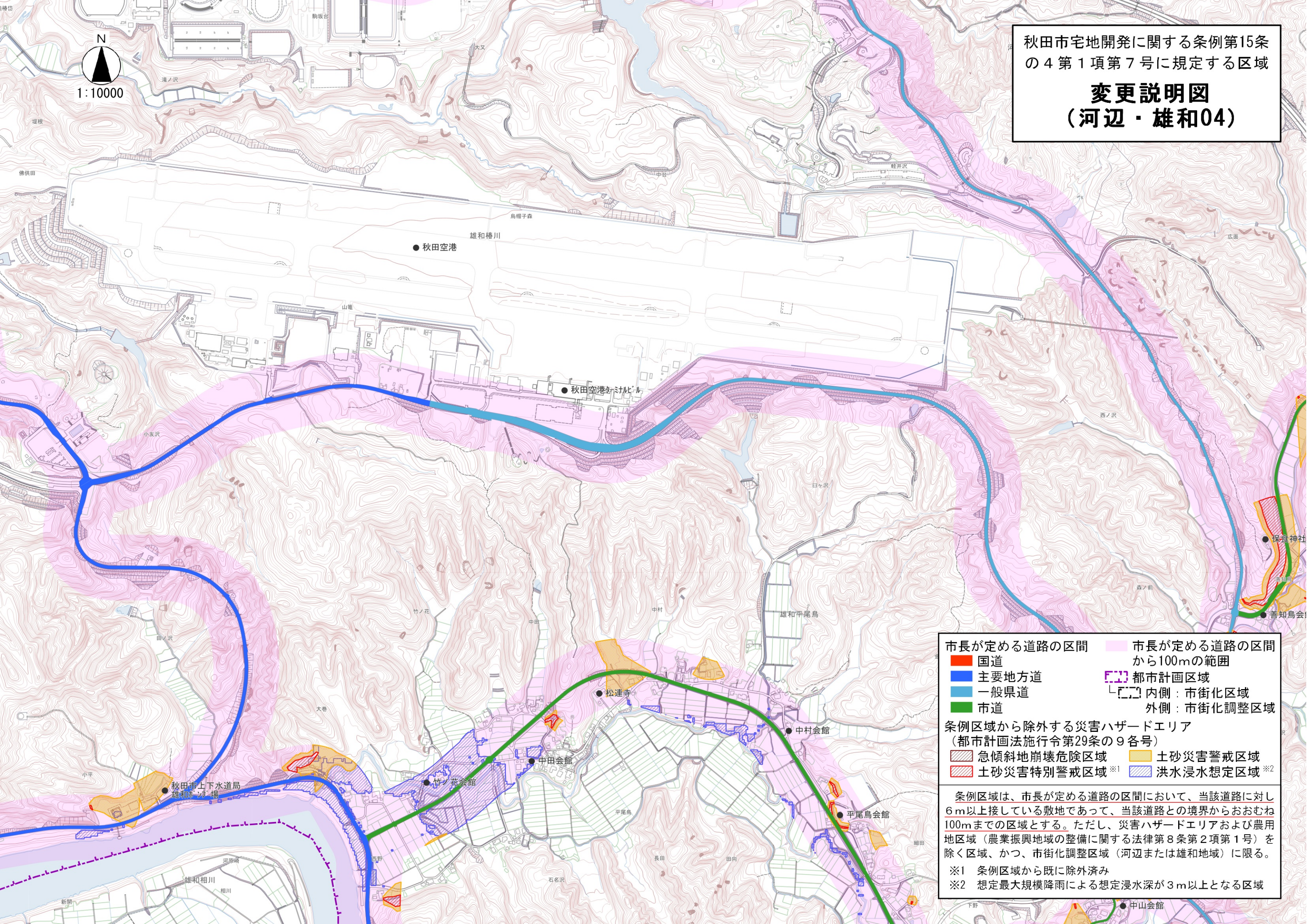
井戸ノ下

小谷地

雄和利

秋田市宅地開発に関する条例第15条
 の4第1項第7号に規定する区域
変更説明図
(河辺・雄和04)

N
 1:10000



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
■ 主要地方道	┌─┐ 内側：市街化区域
■ 一般県道	└─┘ 外側：市街化調整区域
■ 市道	

条例区域から除外する災害ハザードエリア
 (都市計画法施行令第29条の9各号)

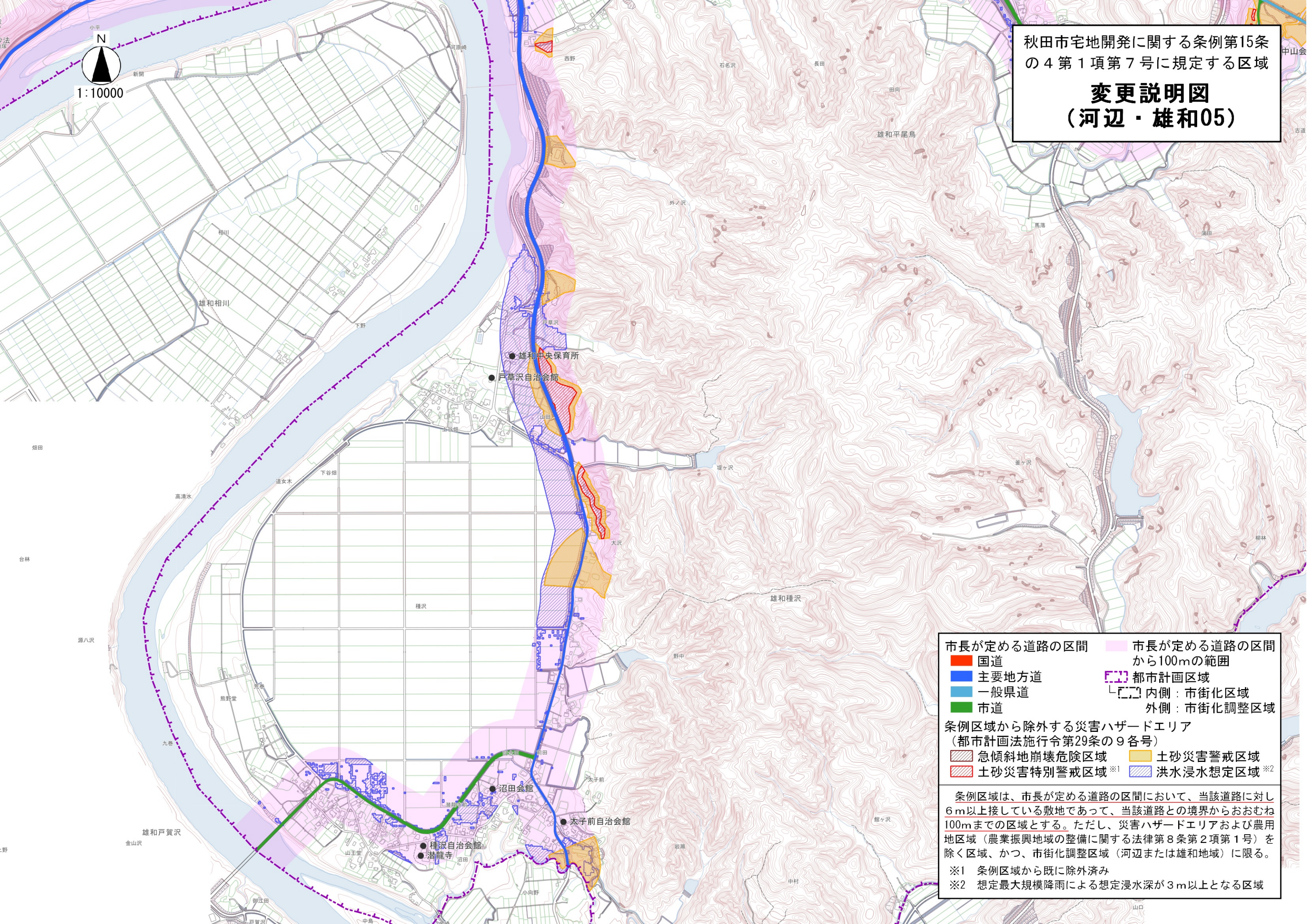
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 土砂災害特別警戒区域※1	■ 洪水浸水想定区域※2

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 条例区域から既に除外済み
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域
変更説明図
(河辺・雄和05)

N
1:10000



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
■ 主要地方道	┌┐ 内側：市街化区域
■ 一般県道	└┘ 外側：市街化調整区域
■ 市道	

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

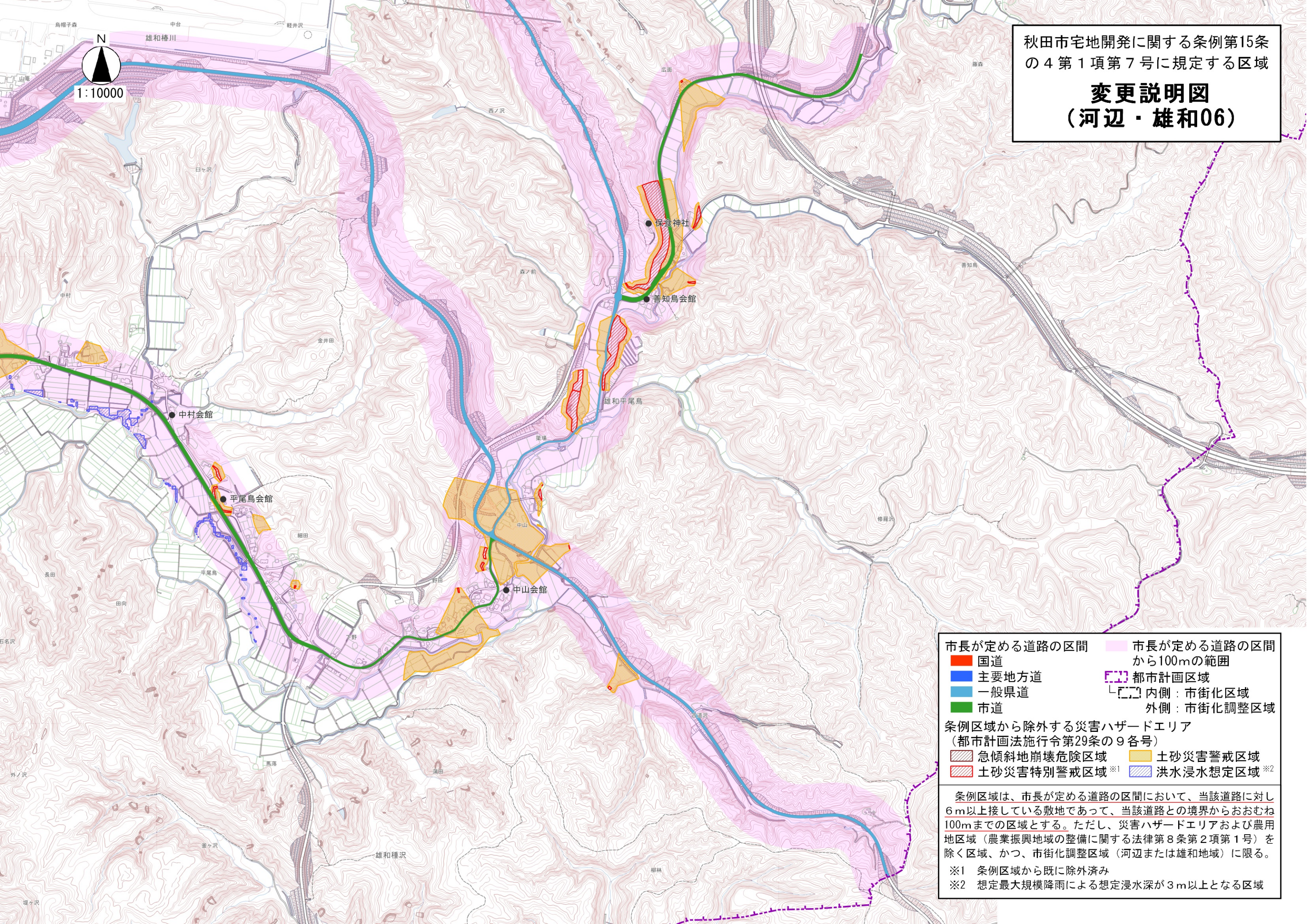
▨ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 土砂災害警戒区域
▨ 土砂災害特別警戒区域※1	▨ 洪水浸水想定区域※2

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 条例区域から既に除外済み
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域

変更説明図 (河辺・雄和06)



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	都市計画区域
● 主要地方道	┌─┐ 内側：市街化区域
● 一般県道	└─┘ 外側：市街化調整区域
● 市道	

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域 ^{※1}	洪水浸水想定区域 ^{※2}

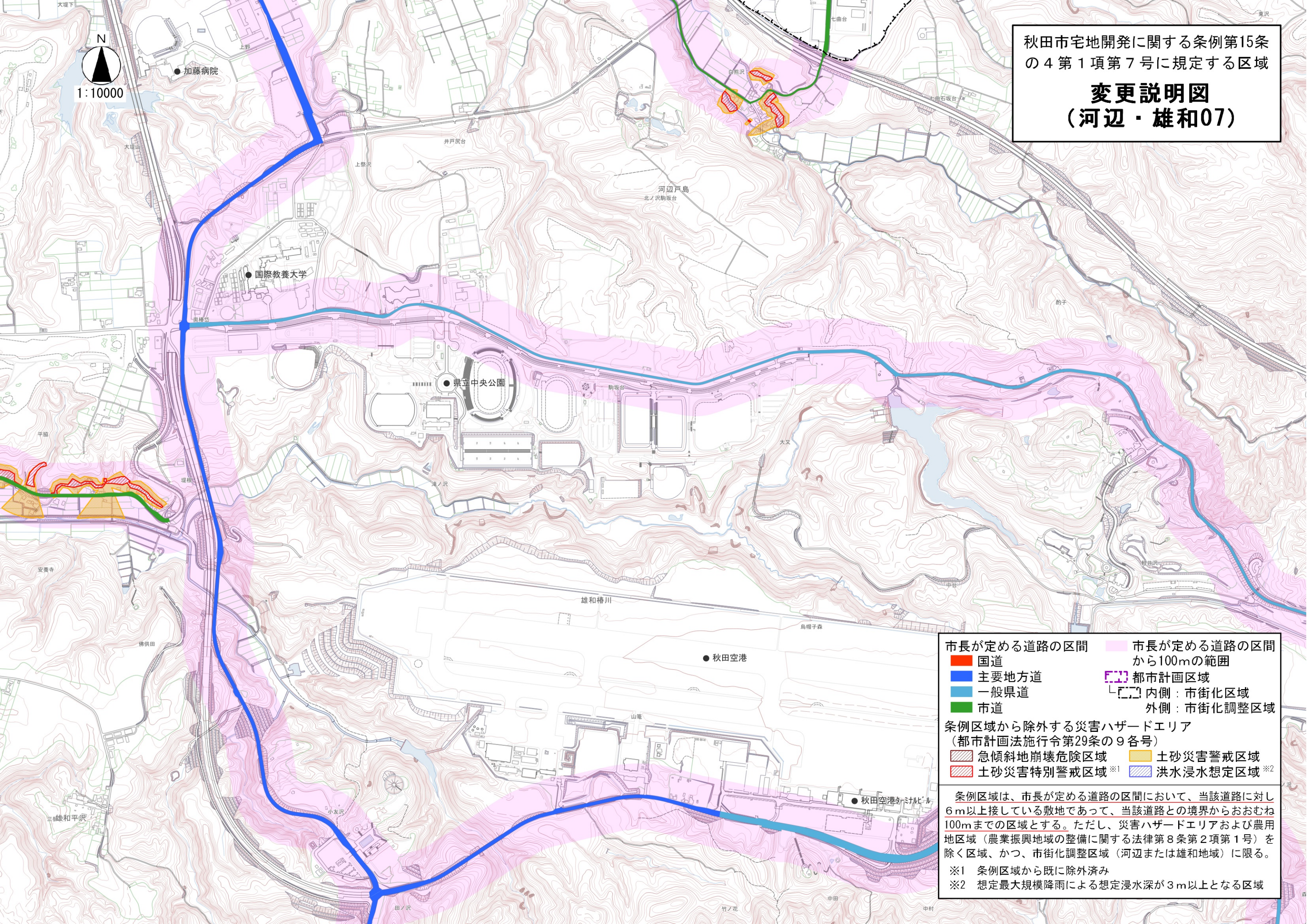
条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 条例区域から既に除外済み
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域

変更説明図 (河辺・雄和07)

N
1:10000



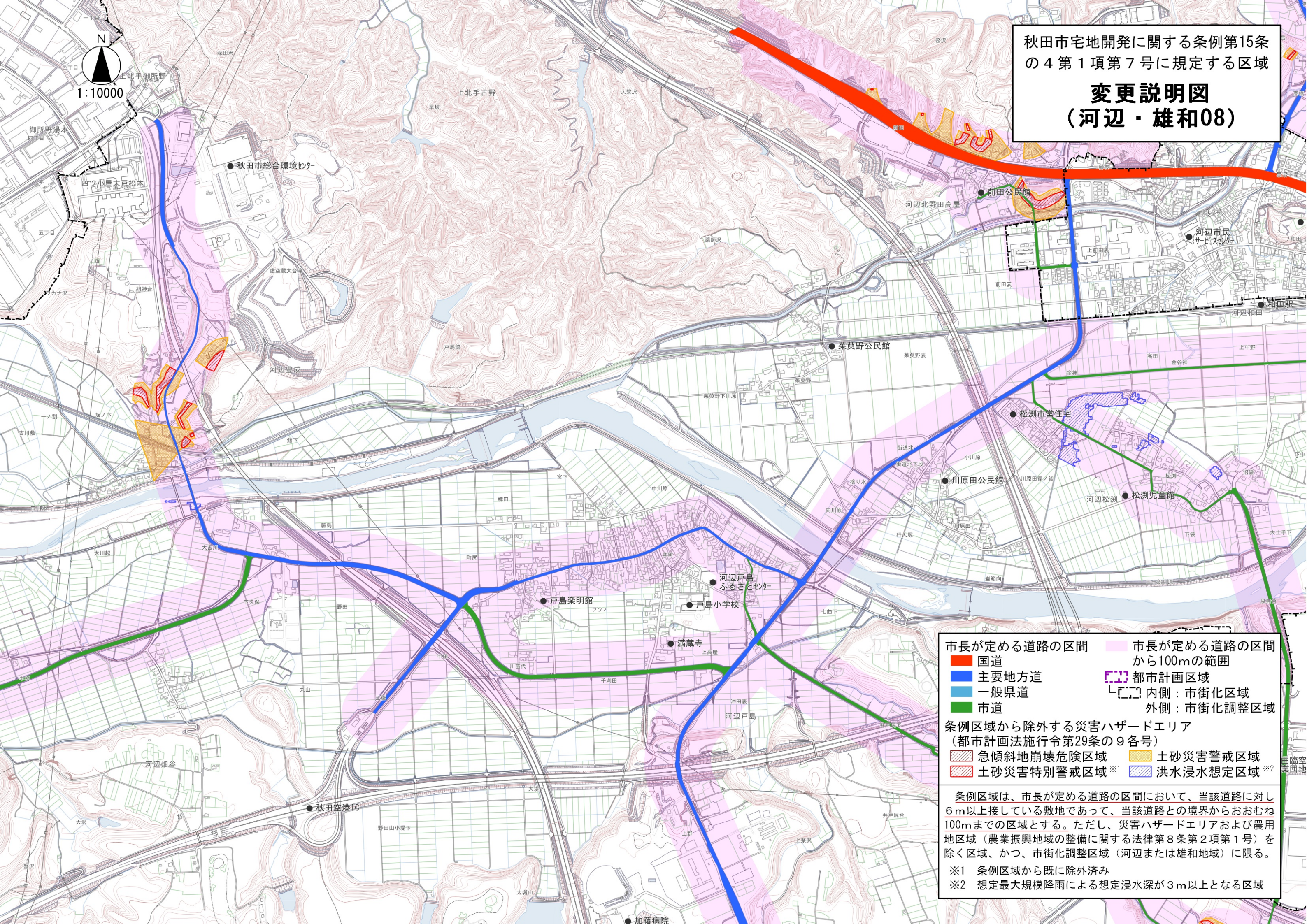
- | | |
|-------------|----------------------|
| 市長が定める道路の区間 | 市長が定める道路の区間から100mの範囲 |
| ● 国道 | 都市計画区域 |
| ● 主要地方道 | 内側：市街化区域 |
| ● 一般県道 | 外側：市街化調整区域 |
| ● 市道 | |

- 条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)
- | | |
|--------------|------------|
| 急傾斜地崩壊危険区域 | 土砂災害警戒区域 |
| 土砂災害特別警戒区域※1 | 洪水浸水想定区域※2 |

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 条例区域から既に除外済み
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域
変更説明図
(河辺・雄和08)



市長が定める道路の区間

- 国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 市道

市長が定める道路の区間から100mの範囲

- 都市計画区域
 - 内側：市街化区域
 - 外側：市街化調整区域

**条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)**

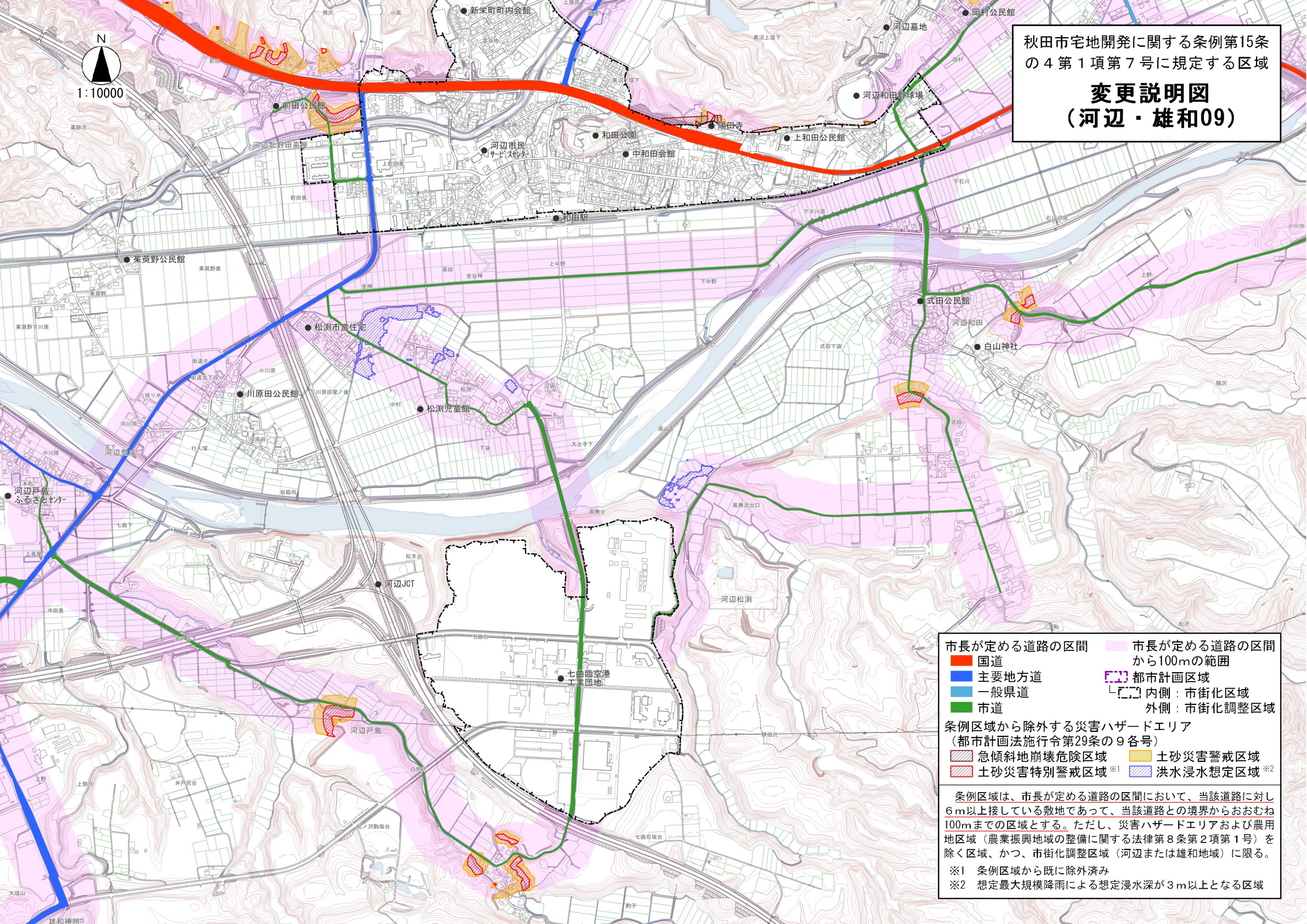
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域※1
- 洪水浸水想定区域※2

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 条例区域から既に除外済み
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域
変更説明図
(河辺・雄和09)

N
1:10000



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
● 主要地方道	┌ 内側：市街化区域
● 一般県道	└ 外側：市街化調整区域
● 市道	

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

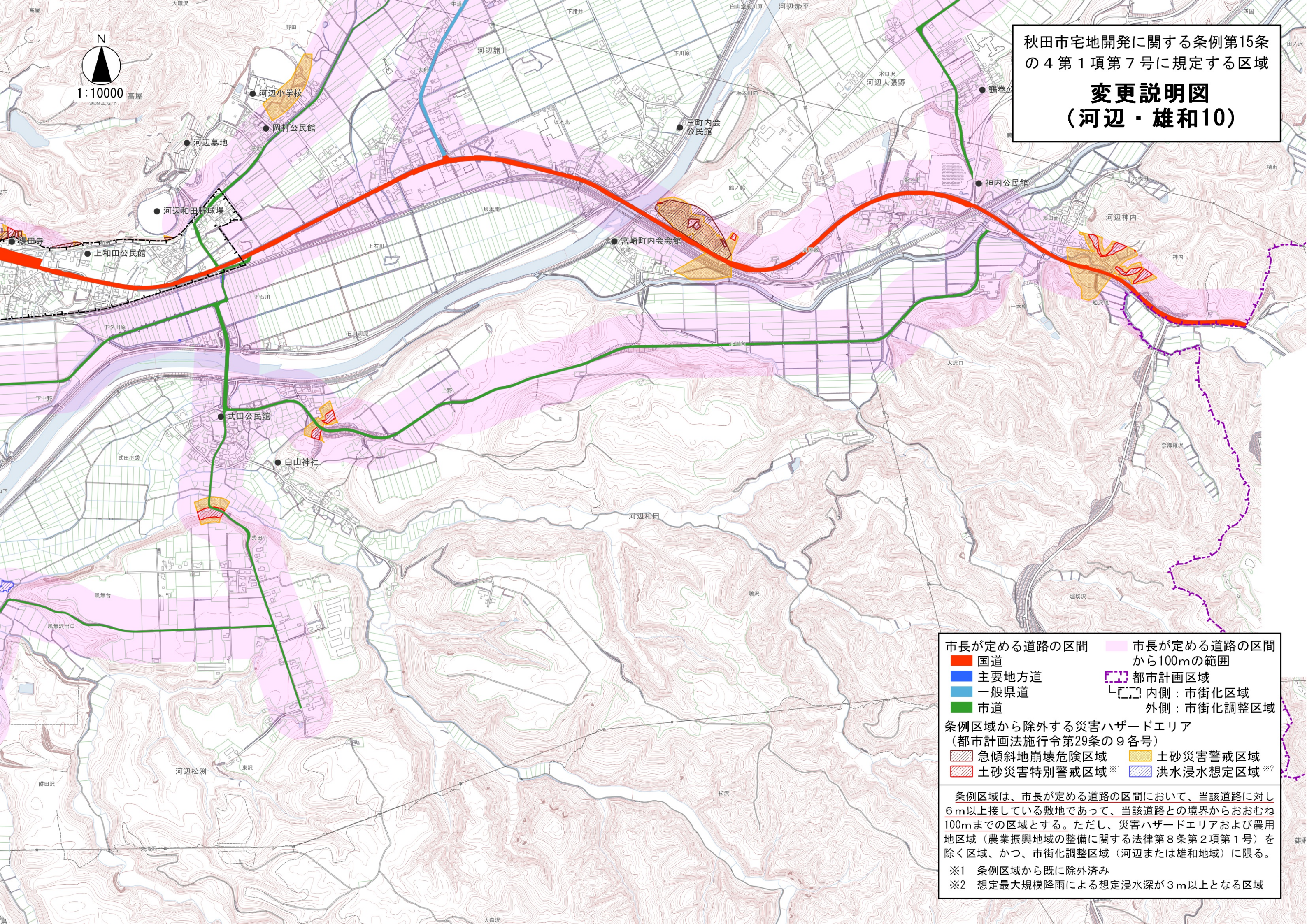
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 土砂災害特別警戒区域※1	■ 洪水浸水想定区域※2

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 条例区域から既に除外済み
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例第15条
 の4第1項第7号に規定する区域
変更説明図
(河辺・雄和10)

N
 1:10000 高屋



市長が定める道路の区間 ● 国道	市長が定める道路の区間 から100mの範囲
● 主要地方道	都市計画区域
● 一般県道	内側：市街化区域
● 市道	外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
 (都市計画法施行令第29条の9各号)

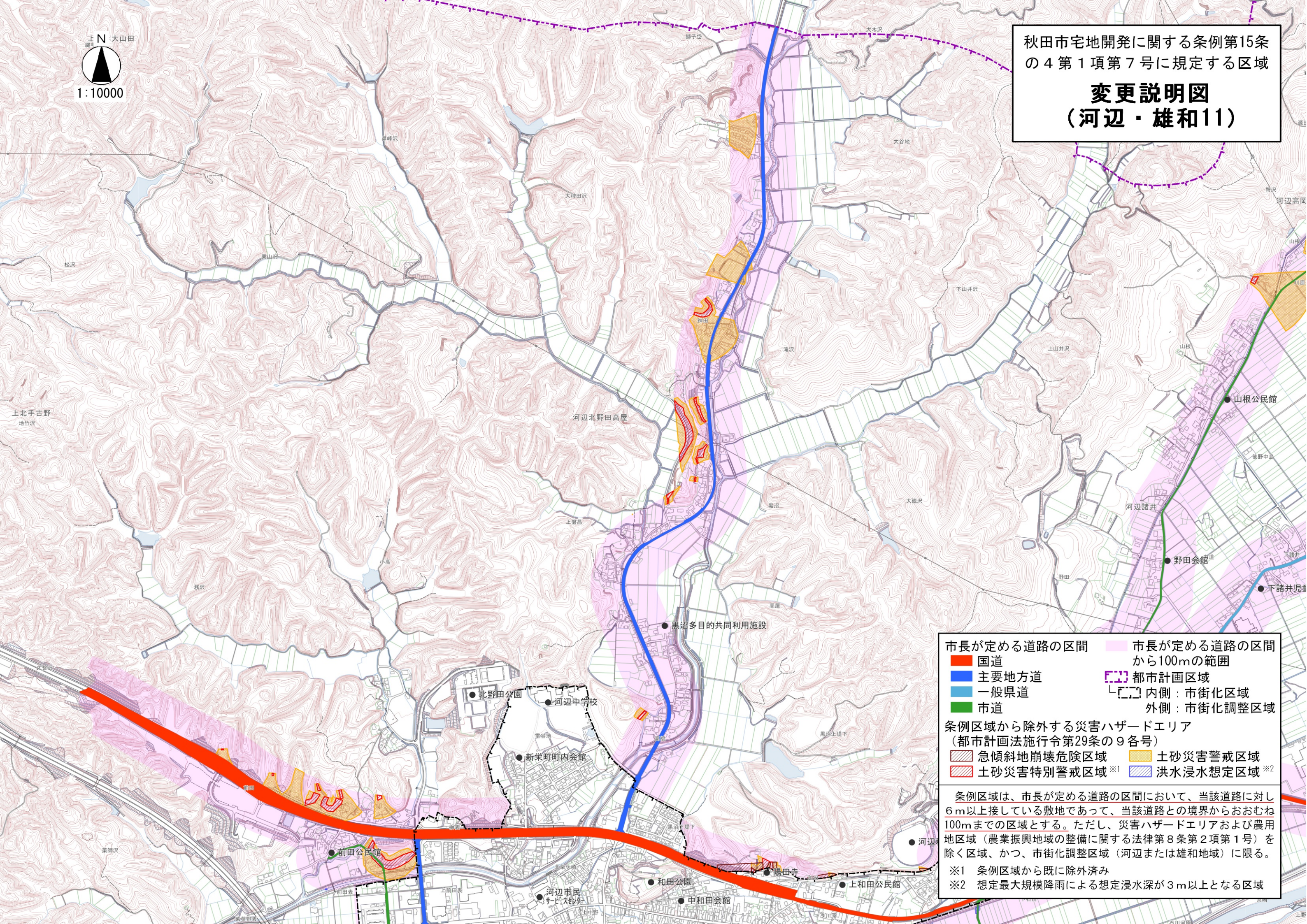
急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域 ^{※1}	洪水浸水想定区域 ^{※2}

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し
6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね
 100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用
 地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を
 除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 条例区域から既に除外済み
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域
変更説明図
(河辺・雄和11)



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
● 主要地方道	┌ 内側：市街化区域
● 一般県道	└ 外側：市街化調整区域
● 市道	

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

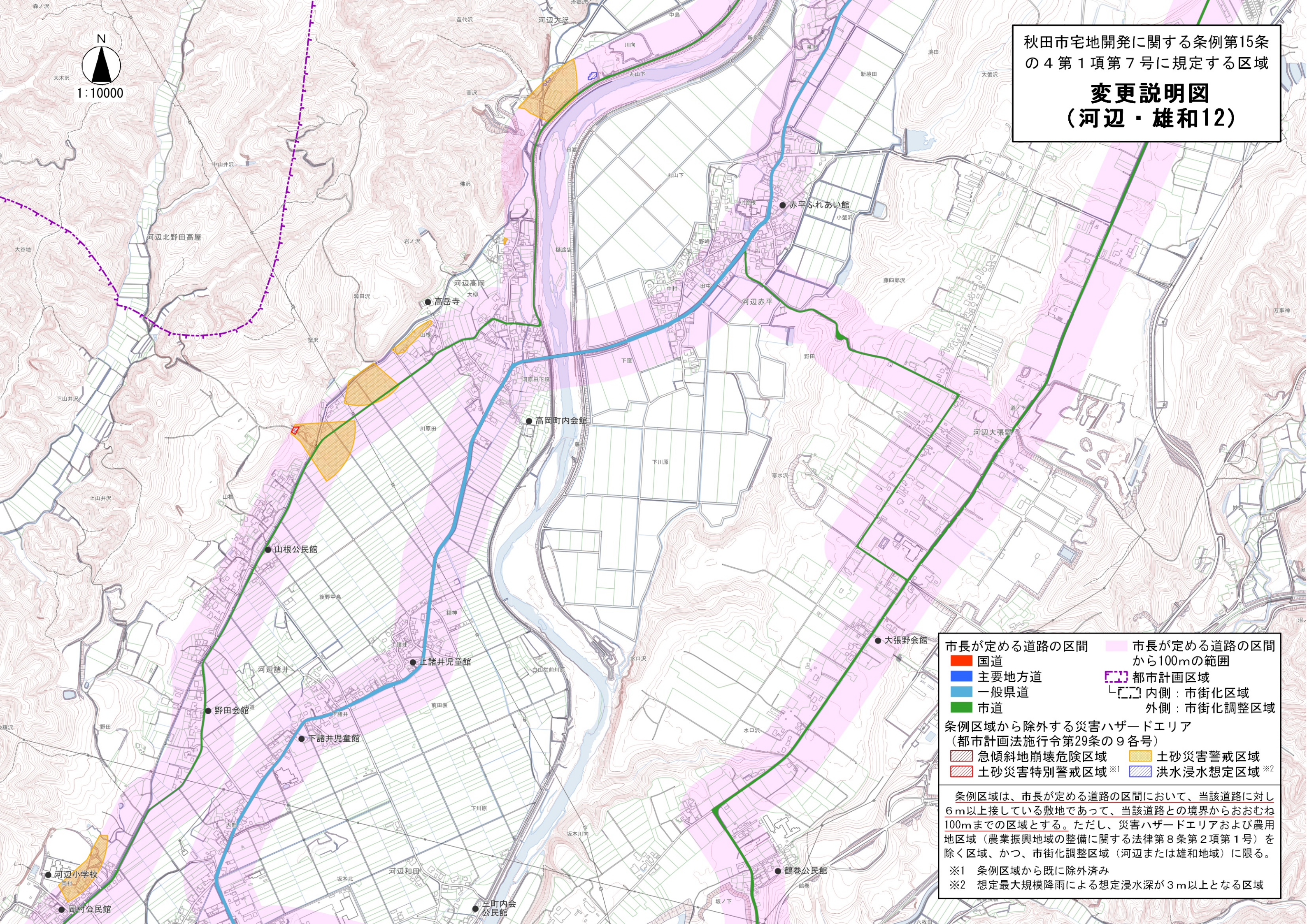
▨ 急傾斜地崩壊危険区域	▨ 土砂災害警戒区域
▨ 土砂災害特別警戒区域※1	▨ 洪水浸水想定区域※2

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 条例区域から既に除外済み
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例第15条
 の4第1項第7号に規定する区域
変更説明図
(河辺・雄和12)

N
 1:10000



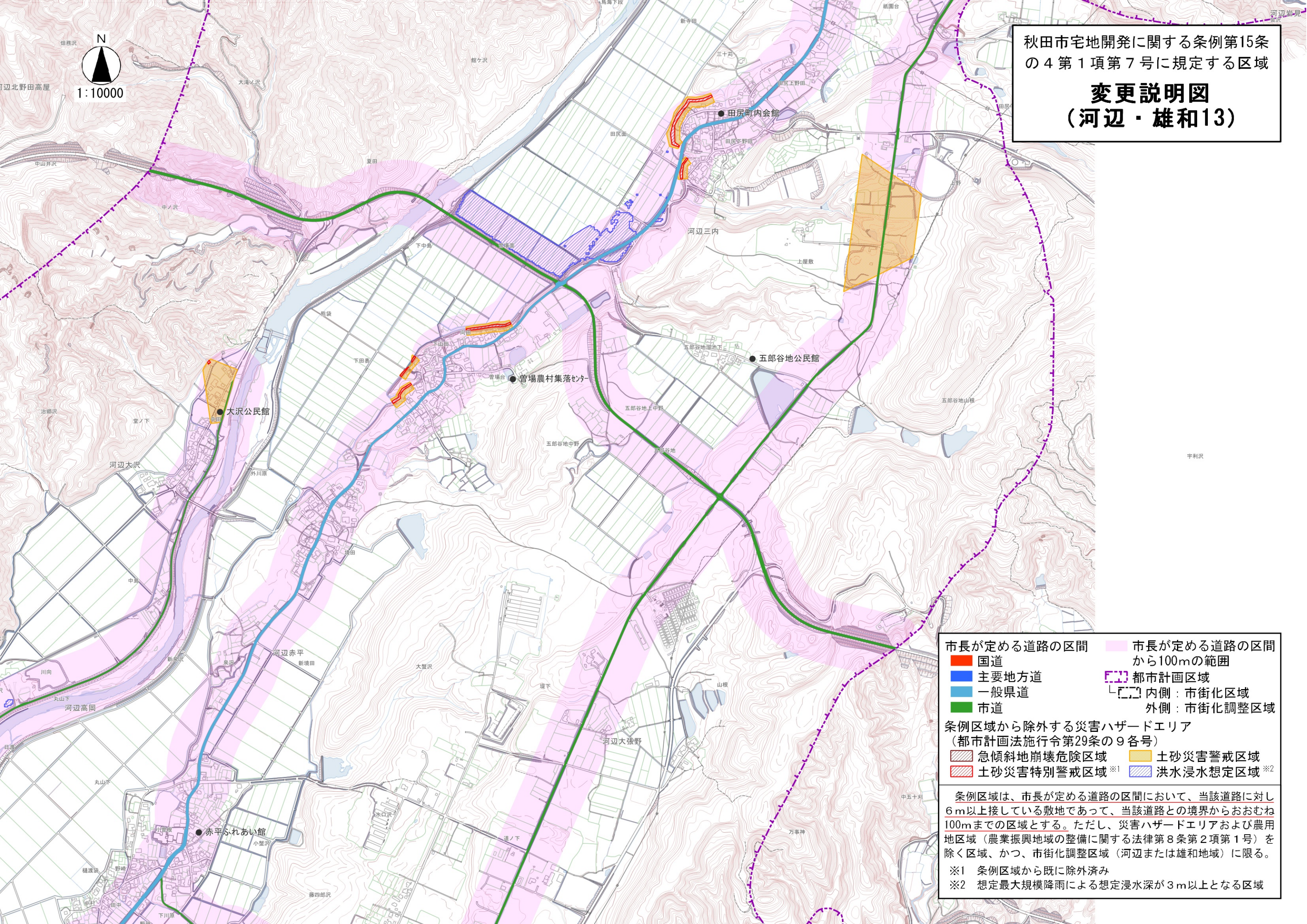
市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	都市計画区域
● 主要地方道	┌ 内側：市街化区域
● 一般県道	└ 外側：市街化調整区域
● 市道	

条例区域から除外する災害ハザードエリア
 (都市計画法施行令第29条の9各号)

急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域※1	洪水浸水想定区域※2

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 条例区域から既に除外済み
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

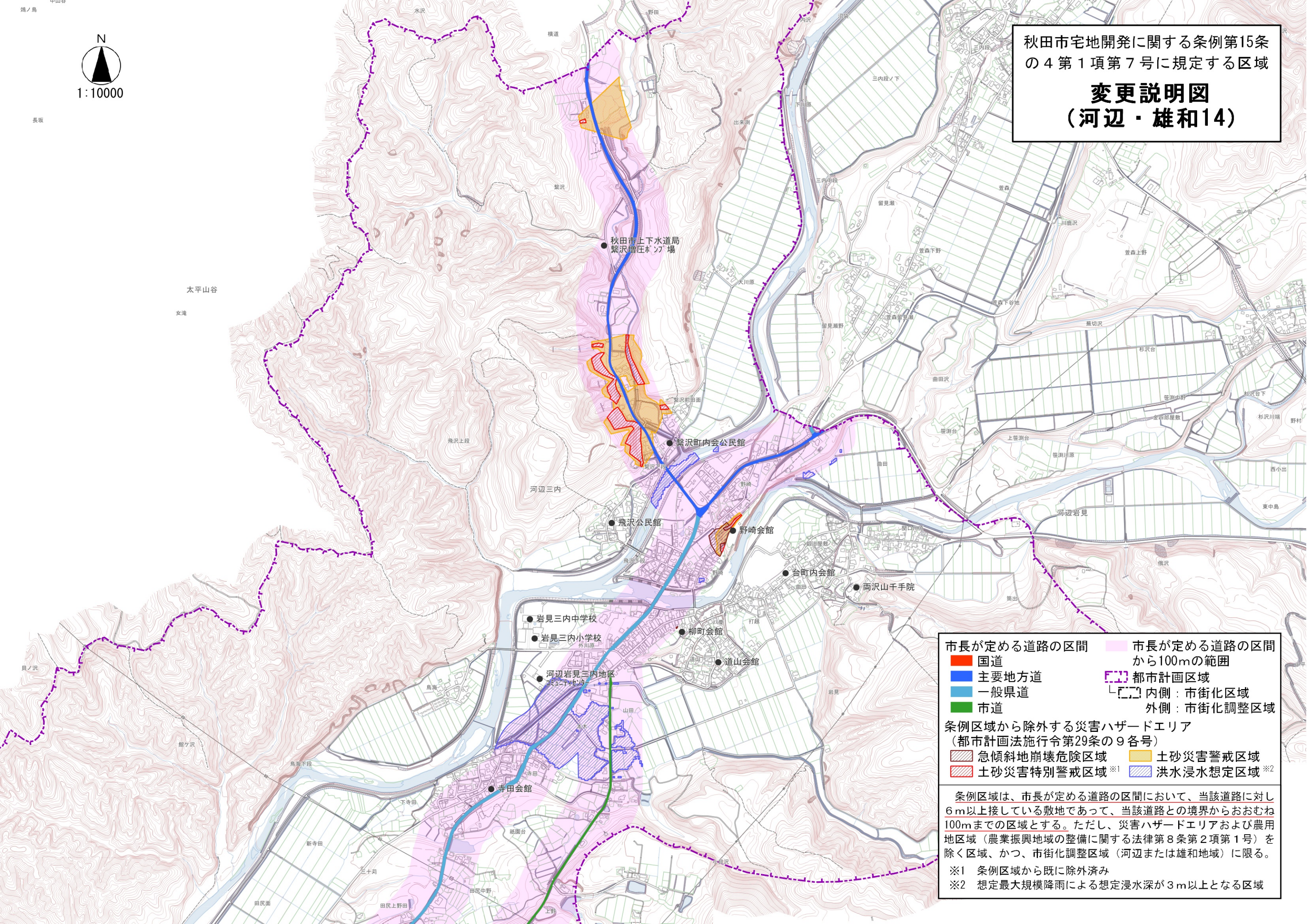


秋田市宅地開発に関する条例第15条
 の4第1項第7号に規定する区域
変更説明図
(河辺・雄和13)

<p>市長が定める道路の区間</p> <ul style="list-style-type: none"> 国道 主要地方道 一般県道 市道 	<p>市長が定める道路の区間 から100mの範囲</p> <p> 都市計画区域</p> <p> 内側：市街化区域</p> <p> 外側：市街化調整区域</p>
<p>条例区域から除外する災害ハザードエリア (都市計画法施行令第29条の9各号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;"> 急傾斜地崩壊危険区域 <li style="width: 50%;"> 土砂災害警戒区域 <li style="width: 50%;"> 土砂災害特別警戒区域※1 <li style="width: 50%;"> 洪水浸水想定区域※2 	
<p>条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。</p> <p>※1 条例区域から既に除外済み ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域</p>	



秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域
変更説明図
(河辺・雄和14)



市長が定める道路の区間

- 国道路
- 主要地方道
- 一般県道
- 市道

市長が定める道路の区間から100mの範囲

- 都市計画区域
 - 内側：市街化区域
 - 外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害特別警戒区域※1
- 土砂災害警戒区域
- 洪水浸水想定区域※2

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 条例区域から既に除外済み
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域